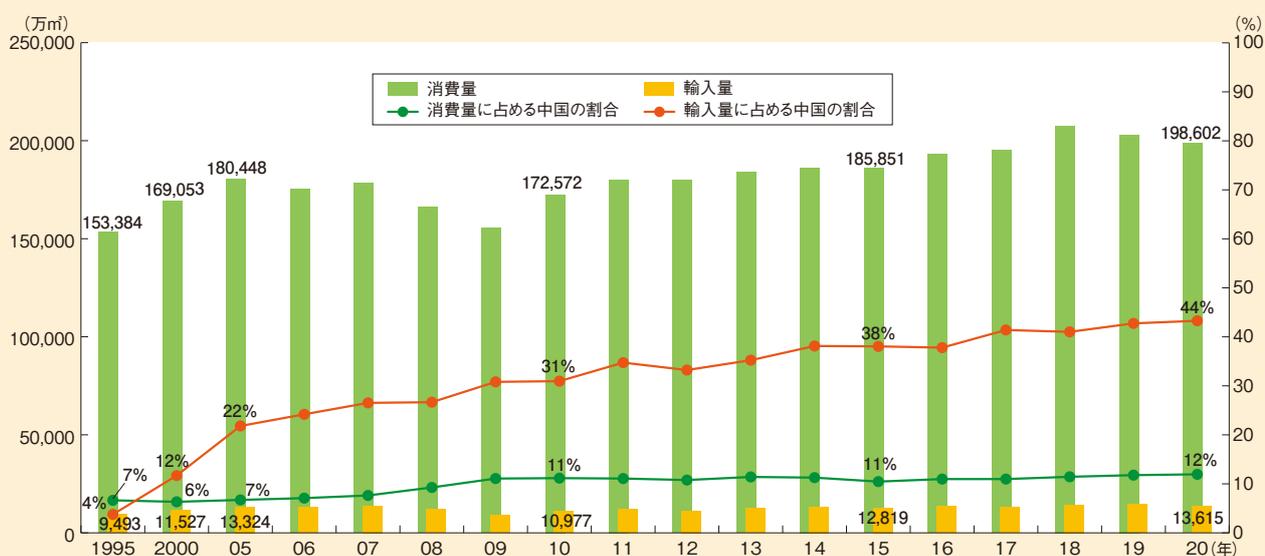


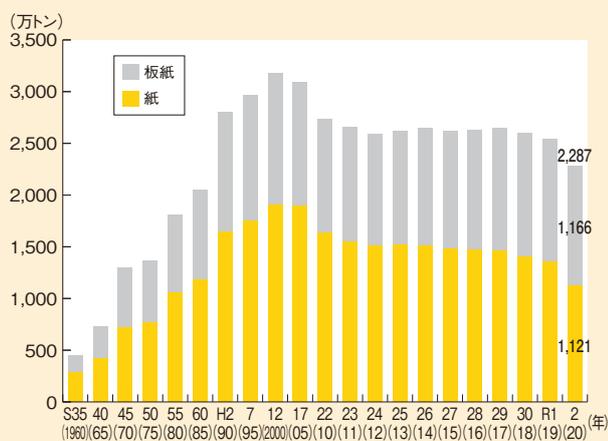
木材需給

41 世界の産業用丸太消費量及び輸入量の推移



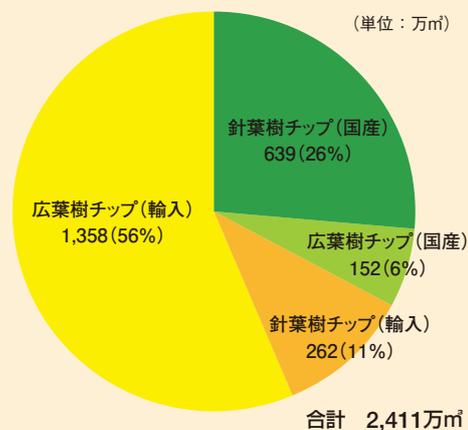
注：消費量は生産量に輸入量を加え、輸出量を除いたもの。
資料：FAO「FAOSTAT」（2021年12月16日現在有効なもの）

42 紙・板紙生産量の推移



資料：経済産業省「経済産業省生産動態統計年報 紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品統計編」

43 パルプ生産に利用されたチップの内訳

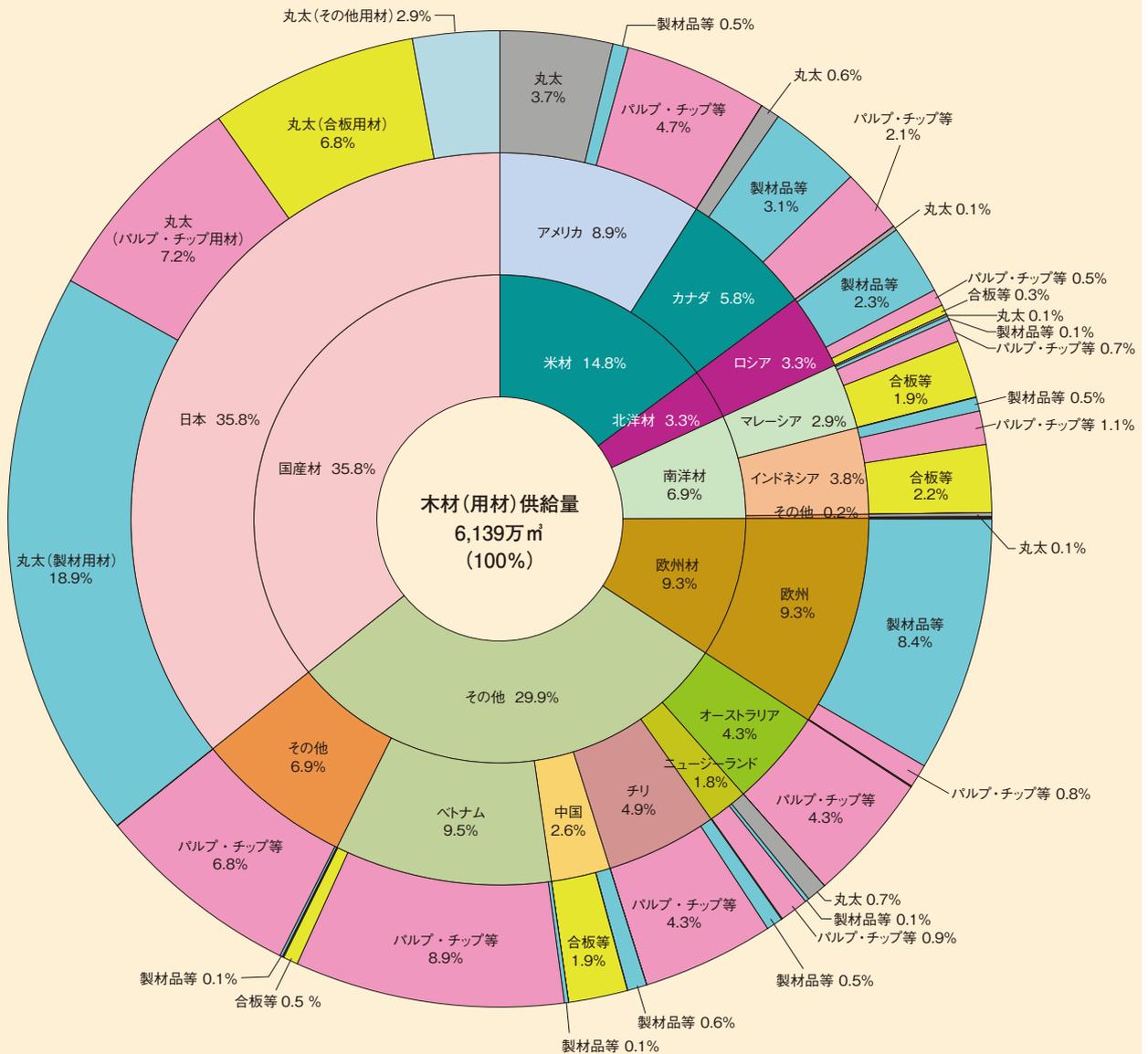


注1：国産チップには、輸入材の残材・廃材や輸入丸太から製造されるチップを含む。

注2：パルプ生産に利用されたチップの数量であり、パーティクルボード、ファイバーボード等の原料や、発電等エネルギー源（燃料材）として利用されたチップの数量は含まれていない。

資料：経済産業省「2020年経済産業省生産動態統計年報 紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品統計編」

44 我が国の木材(用材)供給状況(令和2(2020)年)



注1：木材のうち、しいたけ原木及び燃料材を除いた用材の供給状況である。

2：いずれも丸太換算値。

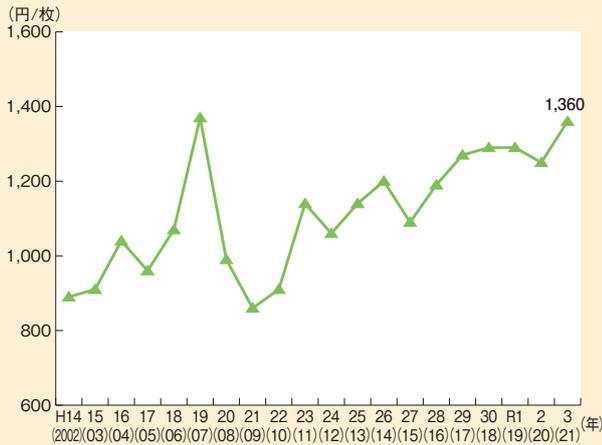
3：輸入木材については、木材需給表における品目別の供給量(丸太換算)を国別に示したものである。なお、丸太の供給量は、製材工場等における外材の入荷量を、貿易統計における丸太輸入量で案分して算出した。

4：内訳と計の不一致は、四捨五入及び少量の製品の省略による。

資料：林野庁「令和2(2020)年木材需給表」、財務省「貿易統計」を基に試算。



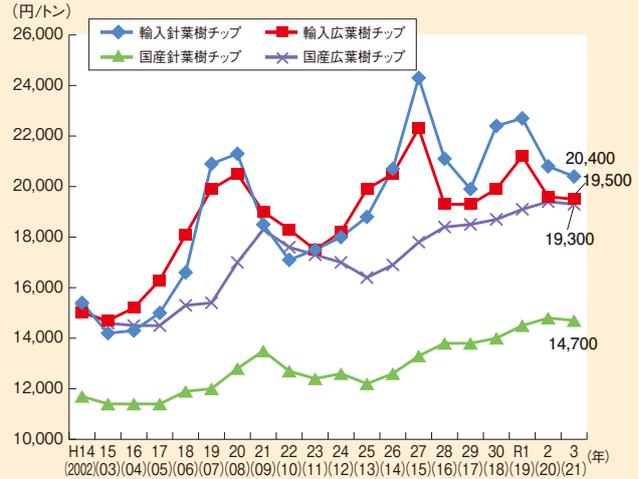
45 針葉樹合板価格の推移



注1：「針葉樹合板」（厚さ1.2cm、幅91.0cm、長さ1.82m）は1枚当たりの価格。
 注2：平成25（2013）年の調査対象の見直しにより、平成25（2013）年以降のデータは、平成24（2012）年までのデータと必ずしも連続していない。また、平成30（2018）年の調査対象の見直しにより、平成30（2018）年以降のデータは、平成29（2017）年までのデータと連続していない。

資料：農林水産省「木材需給報告書」

46 紙・パルプ用木材チップ価格の推移



注1：国産の木材チップ価格はチップ工場渡し価格、輸入された木材チップ価格は着港渡し価格。
 注2：平成18（2006）年以前は、m³当たり価格をトン当たり価格に換算。
 注3：「国産針葉樹チップ」、「国産広葉樹チップ」については、平成25（2013）年の調査対象の見直しにより、平成25（2013）年以降のデータは、平成24（2012）年までのデータと必ずしも連続していない。また、平成30（2018）年の調査対象の見直しにより、平成30（2018）年以降のデータは、平成29（2017）年までのデータと連続していない。

資料：農林水産省「木材需給報告書」、財務省「貿易統計」（令和3（2021）年のデータについては、確々報値）

47 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（R3年12月改訂）について

戦略の趣旨

○2025年2兆円・2030年5兆円目標の達成は、海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格）の産品を専門的・継続的に生産・販売する（＝「マーケットイン」）体制整備が不可欠

改訂の概要

○輸出拡大実行戦略フォローアップ（R3年5月）で掲げた具体的な対応策などを踏まえ、R4年度に実施する施策、R5年度以降の実施に向け検討する施策について、その方向性を決定

3つの基本的な考え方と具体的施策

1. 日本の強みを最大限に発揮するための取組

- ① 輸出重点品目（28品目）と輸出目標の設定
- ② 重点品目に係るターゲット国・地域、輸出目標、手段の明確化
- ③ 品目団体の組織化とその取組の強化
- ④ 輸出先国における専門的・継続的な支援体制の強化
- ⑤ JETRO・JFOODOと品目団体等の連携
- ⑥ 日本食・食文化の情報発信

2. マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援

- ⑦ リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援
- ⑧ マーケットインの発想に基づく輸出産地・事業者の育成・展開
- ⑨ 大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築
- ⑩ 輸出を後押しする農林水産・食品事業者の海外展開の支援

3. 政府一体となった輸出の障害の克服

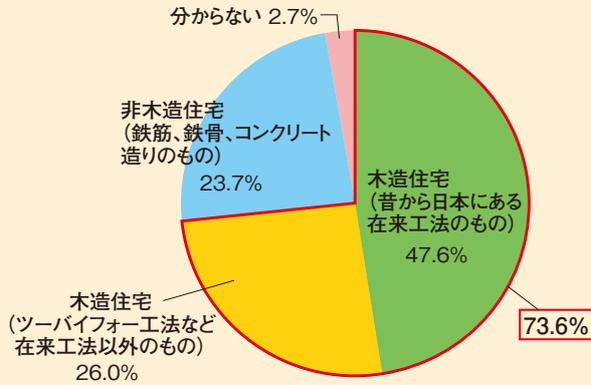
- ⑪ 輸出先国における輸入規制の撤廃
- ⑫ 輸出加速を支える政府一体としての体制整備
- ⑬ 輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援
- ⑭ 日本の強みを守るための知的財産対策強化

4. 新たな取組を実現するための法制度の見直し

- ⑮ 輸出促進法やJAS法の改正
- ⑯ 輸出拡大に関連した植物防疫法の改正
- ⑰ 金融・税制による幅広い支援

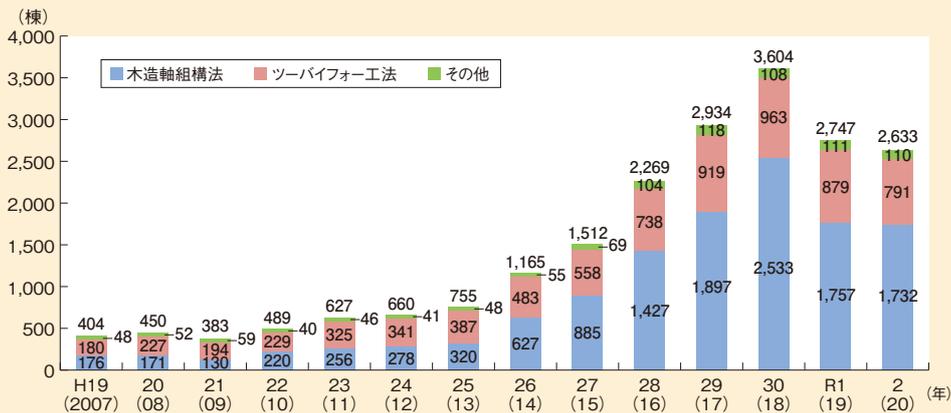
木材利用

48 森林と生活に関する世論調査 木造住宅の意向に関する調査結果



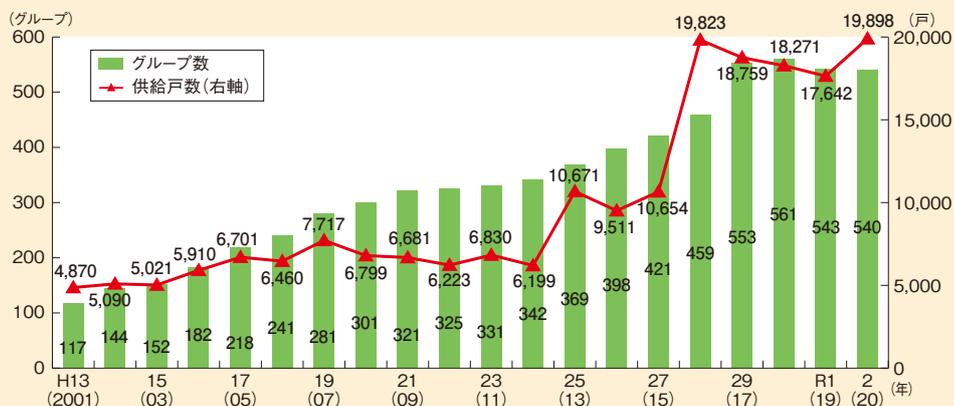
資料：内閣府「森林と生活に関する世論調査」(令和元(2019)年10月)

49 木造3階建て以上の共同住宅の建築確認棟数の推移



資料：国土交通省「木造3階建て以上・丸太組構法建築確認統計」

50 「顔の見える木材での家づくり」グループ数及び供給戸数の推移



注：供給戸数は前年実績。
資料：林野庁木材産業課調べ。



51 国が整備する公共建築物における木材利用推進状況

整備及び使用実績	単位	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度
旧基本方針 ^{注1} において積極的に木造化を促進するとされている低層(3階建て以下)の公共建築物等	棟数【A】	98	83	154
	延べ面積(m ²)	11,957	14,011	15,905
うち、木造で整備を行った公共建築物	棟数【B】	77	72	132
	延べ面積(m ²)	9,051	13,698	13,861
うち、各省各庁において木造化になじまない等と判断された公共建築物	棟数	21	11	22
うち、施設が必要とする機能等の観点から木造化が困難であったもの ^{注2}	棟数【C】	13	3	16
うち、木造化が可能であったもの ^{注2}	棟数	8	8	6
木造化率【B/A】		78.6%	86.7%	85.7%
施設が必要とする機能等の観点から木造化が困難であったものを除いた木造化率【B/(A-C)】		90.6%	90.0%	95.7%
内装等の木質化を行った公共建築物 ^{注3}	棟数	169	132	220
木材の使用量 ^{注4}	m ³	4,206	5,372	5,286

注1：旧基本方針とは、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」(平成22(2010)年10月4日農林水産省、国土交通省告示第3号)をいう。

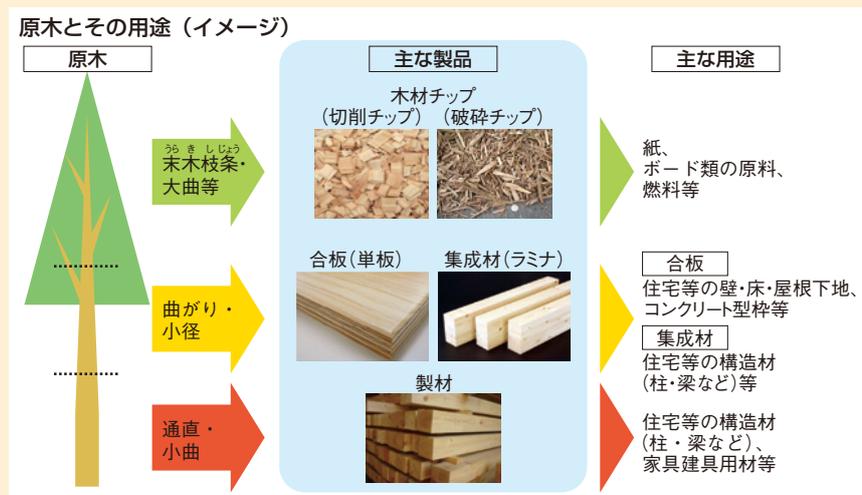
注2：林野庁・国土交通省の検証チームが、各省各庁にヒアリングを行い、検証をした結果。

注3：木造で整備を行った公共建築物の棟数は除いたもので集計。

注4：当該年度に完成した公共建築物において、木造化及び木質化による木材使用量。木造で整備を行った公共建築物のうち、使用量が不明なものは、0.22m³/m²で換算した換算値。また、内装等に木材を使用した公共建築物で、使用量が不明なものについての木材使用量は未計上。

資料：林野庁プレスリリース「令和3年度 建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況」等について(令和4(2022)年4月1日付け)

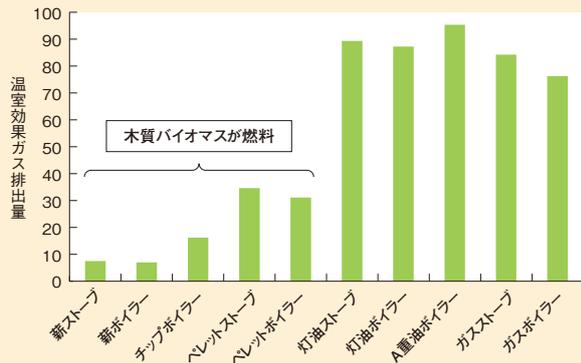
52 原木とその用途



資料：林野庁作成。

53 燃料別の温室効果ガス排出量の比較

(kg-CO2eq/GJ)

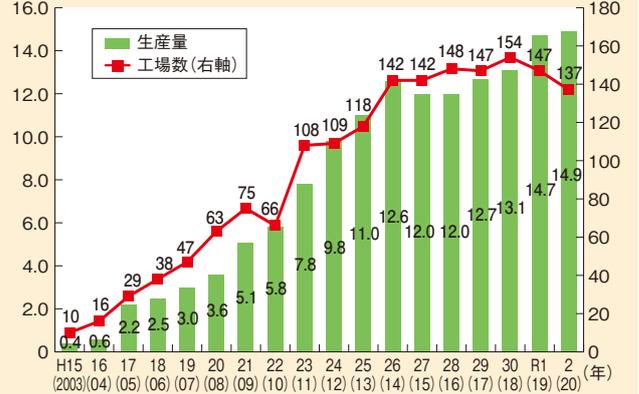


注：それぞれの燃料を専用の熱利用機器で燃焼した場合の単位発熱量当たりの原料調達から製造、燃焼までの全段階における二酸化炭素排出量。

資料：株式会社森のエネルギー研究所「木質バイオマスLCA評価事業報告書」(平成24(2012)年3月)

54 木質ペレットの生産量の推移

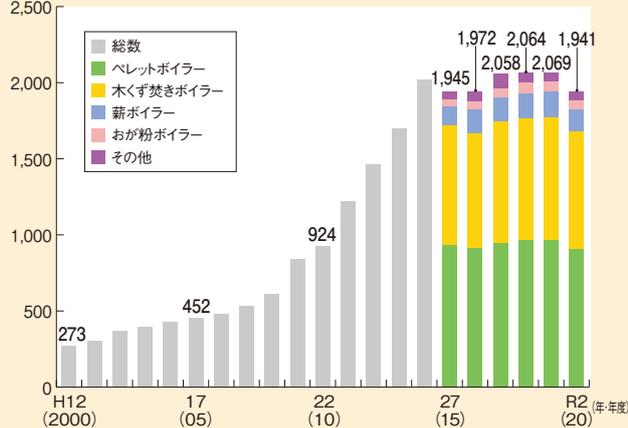
(万トン)



資料：平成21(2009)年までは、林野庁木材利用課調べ。平成22(2010)年以降は、林野庁「特用林産基礎資料」。

55 木質資源利用ボイラー数の推移

(基)



注：平成26(2014)年以前は、各年度末時点の数値。平成27(2015)年以降は、各年末時点の数値。

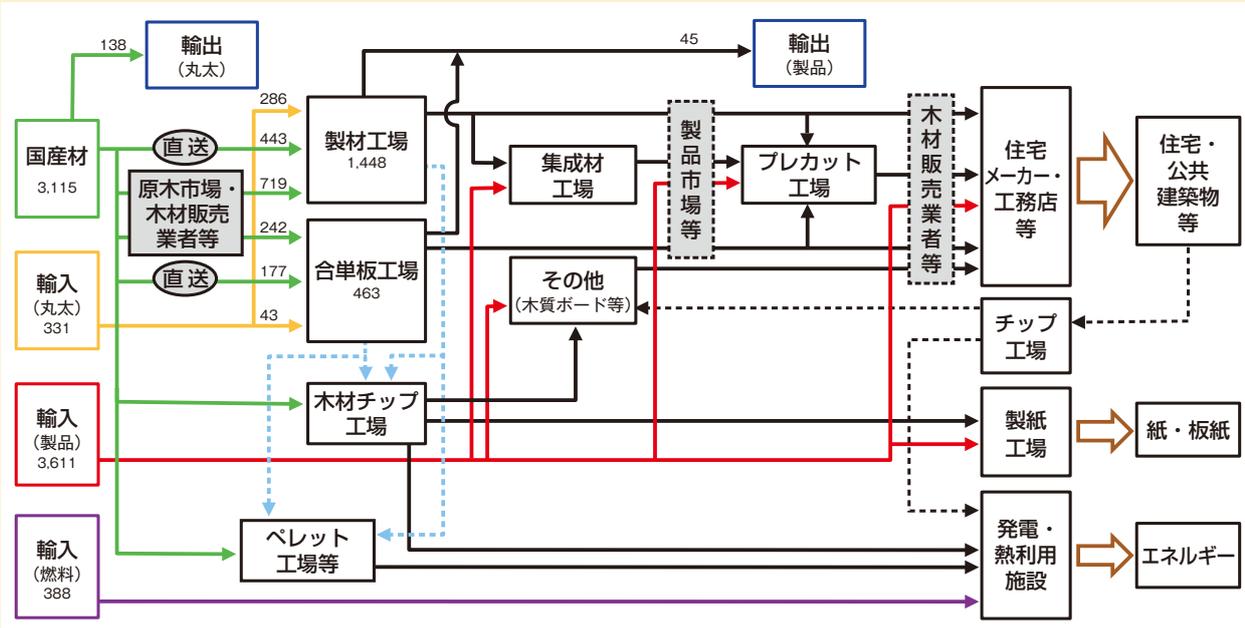
資料：平成26(2014)年度までは、林野庁木材利用課調べ。平成27(2015)年以降は、農林水産省「木質バイオマスエネルギー利用動向調査」。



木材産業

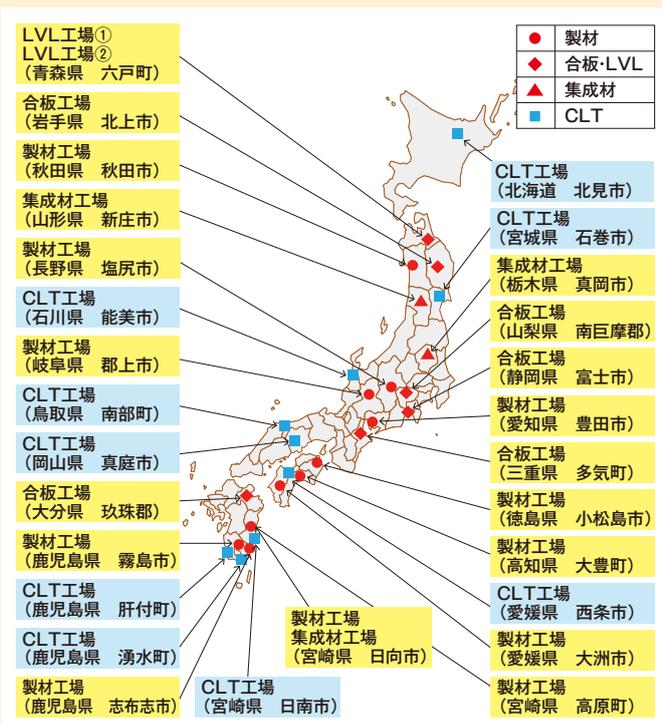
56 木材加工・流通の概観

単位：万㎡(丸太換算)



注1：主な加工・流通について図示。また、図中の数値は令和2(2020)年の数値で、統計上把握できるものを記載している。
 2：「直送」を通過する矢印には、製材工場及び合単板工場が入荷した原木のうち、素材生産業者等から直接入荷した原木のほか、原木市売市場との間で事前に取り決めた素材の数量、造材方法等に基づき、市場の土場を経由せず、伐採現場や中間土場から直接入荷した原木が含まれる。「令和3年度森林及び林業の動向」第三章第3節(2) 155-156ページを参照。
 3：点線の枠を通過する矢印には、これらを経由しない木材の流通も含まれる。また、その他の矢印には、木材販売業者等が介在する場合が含まれる(ただし、「直送」を通過するものを除く)。
 4：製材工場及び合単板工場から木材チップ工場及びペレット工場への矢印には、製紙工場、発電・熱利用施設が製材工場及び合単板工場から直接入荷したものが含まれる。
 資料：林野庁「令和2(2020)年木材需給表」等を基に林野庁作成。

57 近年整備された大型木材加工工場及びCLT工場の分布状況



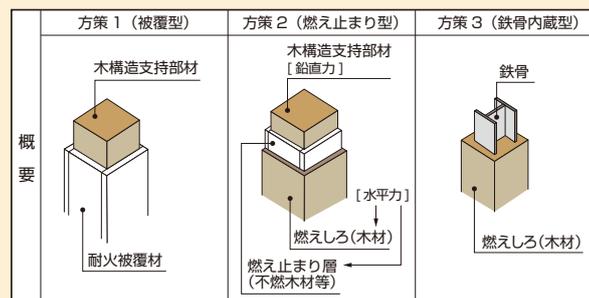
注：製材、合板・LVL、集成材工場については、平成24(2012)年度以降に新設された工場で、令和4(2022)年2月現在で、年間の国産材消費量3万㎡以上(原木換算)のものを記載。CLTについては、令和4(2022)年2月末現在の主な生産工場を記載。
 資料：林野庁木材産業課調べ。

58 CLTの普及に向けた新ロードマップ～更なる利用拡大に向けて～

課題	取組事項	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 継続実施 新規施策 </div>					目指す姿
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
CLTの認知度が低い	CLTに関する情報の発信・CLTを用いた建築物の評価の向上	消費者・事業者等に向けたPR活動の展開					国民にCLTの魅力やその活用の社会的意義などが広く理解される。
		大規模イベント等における活用の促進					
		SDGs・ESG投資等への寄与の「見える化」等					
	モデル的なCLT建築物等の整備の促進	モデル的・先導的建築物の建築、実証事業等の推進					
		先駆性の高い建築物・製品の顕彰制度の推進					
		公共建築物等への積極的な活用					
コスト面の優位性が低い	まとまった需要の確保	公共建築物等への積極的な活用（再掲）					CLT製品価格が7～8万円/m ² となり、他工法と比べコスト面でデメリットが解消される。
	効率的な量産体制の構築	製造施設の整備（令和6年度末までに年間50万m ² のCLT生産体制を目指す）			規格化されたCLTパネル等の普及		
		CLTパネル等の寸法等の規格化に向けた連携体制の構築		低コスト接合方法等の普及			
	建築コスト関連の情報提供	S造やRC造等とのコスト比較等に関する情報の提供					
需要に応じたタイムリーな供給を行っていない	安定的供給体制の構築	製造施設の整備（再掲）					全国どこでも、需要者からのリクエストに対して安定的に供給される体制が整備される。
		製造メーカー間の連携による安定供給体制の構築		製造メーカー間の連携による安定供給を推進			
CLTの活用範囲が狭い	建築基準・材料規格の合理化	中層CLT建築物の構造計算等の合理化・普及					幅広い範囲の建築物、構造物等でCLTの活用が進む。
		幅広い層構成の基準強度の設定等		告示の普及等			
		効率性の高い非等厚CLT等の規格の拡充			規格の普及		
	建築以外の分野での活用	土木分野で活用可能な製品の開発推進		土木分野での活用の実証			
CLTの設計・施工等をしてくれる担い手がみつかりにくい	設計者等の設計技術等の向上	設計者・施工者等に向けた講習会等の推進					CLT建築物の設計等を行うことの出来る設計者等が増加し、必要な設計者等を円滑に選定できる。
		設計者への一元的サポートの推進					
	設計等のプロセスの合理化	設計・積算ツールの開発			設計・積算ツールの普及		
		建築物の部材製造、設計、施工プロセスの一体的デジタル化の推進					
担い手情報の提供	担い手に関する情報の積極的提供						
CLTの維持・管理の方法が分かりにくい	適切な維持・管理情報の提供	既存建築におけるCLT等の木質材料の維持・管理について分析・整理			CLT等の木質材料の維持・管理に関する留意点等の普及		建築主等の中で適切な維持・管理の方法が的確に理解される。

資料：CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議

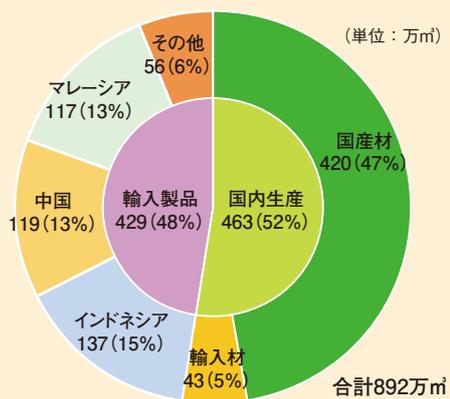
59 木質耐火構造の方式



資料：一般社団法人木を活かす建築推進協議会（2013）「ここまでできる木造建築の計画」

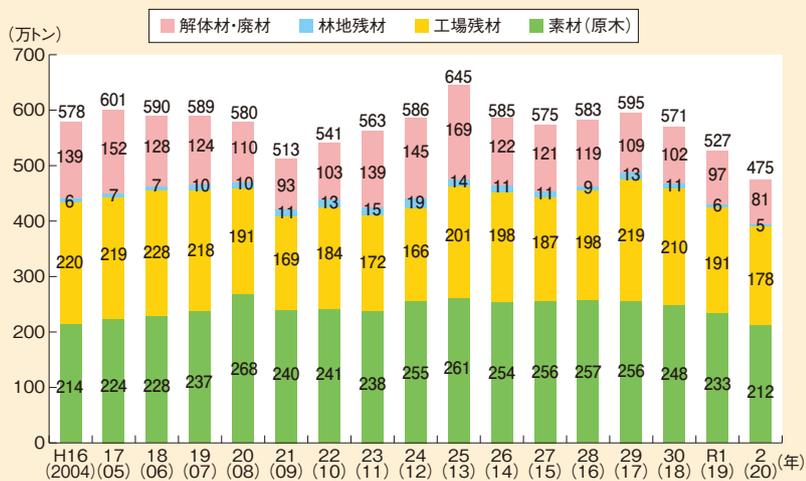


60 合板供給量の状況(令和2(2020)年)



注1：数値は合板用材の供給量で丸太換算値。
 注2：薄板、単板及びブロックボードに加工された木材を含む。
 注3：計の不一致は四捨五入による。
 資料：林野庁「令和2(2020)年木材需給表」、財務省「貿易統計」

61 木材チップ生産量の推移



注：燃料用チップを除く。
 資料：農林水産省「木材需給報告書」